

総社市建築（營繕）工事における週休2日工事実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、総社市が発注する建築（營繕）工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休2日工事」 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 「対象期間」 現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日を言い、準備期間を除く。）から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務的作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務的作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」 次に掲げる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）の算出において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含める。
 - ①月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
 - ②通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事は、総社市が発注する建築（營繕）工事に適用する。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
- (2) 当初設計金額が200万円以下の工事
- (3) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書の鏡に週休2日工事の対象工事である旨を明記する。

3 発注者は、週休2日工事の対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

2 週休2日工事の実施に当たっては、別に定める週休2日工事特記仕様書により行う。(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日工事において、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に通期の4週8休以上を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成するものとする。

2 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において月単位の4週8休以上を達成した場合は、精算時に前項の補正係数を月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休以上を達成することができなかつた場合は、前項の補正係数を補正なしとして変更するものとする。

3 前2項の補正係数は、別に定める。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者が対象期間において通期の週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、通期の週休2日を達成できなかつた場合においても減点は行わない。

(履行証明書)

第7条 受注者は、対象期間において週休2日工事を達成し、しゅん工検査に合格した場合、発注者に対し週休2日工事履行証明書を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者から請求があった場合、速やかに週休2日工事履行証明書を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から実施し、同日以降に、入札公告、指名通知を行う工事から適用する。